3　学校納入金

小中学校は義務教育のため、教育基本法に基づき、教科書および授業で必要とする経費については、国または市から配当される予算（公費）でまかなわれています。

ただし、給食費や個人が学校・家庭のいずれでも使用できる教材・教具（ワーク、ドリルや遠足交通費等）の経費については「学校納入金」として各ご家庭から納めていただきます。

（１） 学年教材費、ＰＴＡ会費等

本校では、学校納入金を**ゆうちょ銀行**の口座から引き落としております。ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない方は、口座を開設していただく必要があります。口座をお持ちの方とお持ちでない方では手順が異なりますので、以下のようにお願いいたします。

① ゆうちょ銀行に口座をお持ちの方

・配布の『自動払込利用申込書』に必要事項を記入及び届出印を押印のうえ、**ゆうちょ銀行窓口に直接提出をしてください**。（控を学校へ提出する必要はありません）

② ゆうちょ銀行に口座をお持ちでない方

・まずは、ゆうちょ銀行の口座を作成してください。

・その後、配布の『自動払込利用申込書』に必要事項を記入及び届出印を押印のうえ、**ゆうちょ銀行窓口に直接提出をしてください**。（控を学校へ提出する必要はありません）

＜振替日と金額について＞

前・後期の年２回、自動振替を予定しています。

詳しい日程・金額につきましては入学後、年間使用教材が決定し学校納入金額が確定し次第お知らせいたします。

（２）学校給食費

学校給食費については、市の歳入として横浜市が一括管理しております。そのため、配布した『学校給食費口座振替による納付のご案内』をお読みになり、案内に綴ってある『横浜市学校給食費口座振替依頼書』を、**振替を希望される金融機関**に保護者の方が直接提出してください。

＜振替日と金額について＞

振替日は原則 5～3 月の 29 日の月額納付となります。（１ヶ月　4,600 円）